

令和5年度鳥取市包括外部監査の結果に対する措置状況

No.	事業名称	事項	指摘意見の要旨	報告書 ページ	担当課	措置内容	措置状況	措置通知日
3	基金の運用・管理	意見	●<u>繰替運用の在り方について</u> 年度当初に基金現金の残高の全額を繰替運用することありきではなく、必要額について検討の過程を経て、その結果として繰替運用額が決定されるよう、検討過程や決定に至るまでのルール化を含め、対応を見直すべきである。	P.20	出納室	鳥取市の公金を安全かつ有利に管理・運用するために設置された公金管理委員会により令和5年度末に、令和6年度以降の公金管理運用方針を定め、その中で繰替運用の方針について、余剰資金について積極的に定期預金を行い、運用利息の原資を生み出すこと。併せて想定される繰替運用利息の支出額の半分を利息で賄えるよう預金を行うものとすることを定めました。	完了	R6.4.30
4		意見	●<u>基金増減計算書の報告漏れについて</u> 令和4年度に、10基金について鳥取市財産規則に定める「基金増減計算書」の会計管理者への報告が漏れていたため、今後は報告を遺漏なく行われたい。	P.21	出納室	令和5年4月からは庁内グループウェアの照会・回答システムを活用しており、報告の漏れがないようにしました。	完了	R6.4.30
5	職員退職手当基金	意見	●<u>基金適正規模に向けた計画的積み立てについて</u> 基金の設置目的は、義務的経費である退職手当に係る歳出の年度間の財政の平準化にあるが、その目的を達する基金規模にないため、計画的な基金積み立てが望まれる。	P.28	職員課	定年退職者のピークが想定される令和14年度を見据え、定年延長制度や再任用制度等を考慮した退職者数の把握に努め、退職手当基金を活用できるよう、財政状況を鑑みながら適切に積み立てていくこととします。	完了	R6.4.30
6	公共施設等整備基金	意見	●<u>ファシリティマネジメントに沿った基金活用について</u> 今後の公共施設の老朽化に対し限りある基金を有効活用するため、公共施設の整備費用への基金充当については、各担当課が連携の上、「鳥取市公共施設の経営基本方針」に沿った施設選定等を行われたい。	P.32	行財政改革課	公共施設等の整備については、平成27年度に策定した公共施設再配置基本計画、個別整備計画に沿って計画的に実施しており、平成28年度からは、「事前協議制度」を導入し、原則予算要求前に施設整備の優先度判定を資産活用推進課が実施したうえで、その判定結果を受けて予算査定を行っています。今後も予算編成説明会において事前協議制度の周知徹底を図り、資産活用推進課と連携しながら再配置計画等に沿って適正かつ有効に基金を活用していきたいと考えております。	完了	R6.4.30
14	人づくり・まちづくり基金	意見	●<u>基金の取り崩しの検討について</u> 少額の運用益を補助金の財源として充当しているのみで、基金元本の動きがほとんどなく凍結状態であるため、取り崩しによる活用を検討されたい。	P.62	文化交流課	令和6年度当初予算における文化交流課新規事業へ活用（取り崩し）することとしました。	完了	R6.4.30
16	地域福祉基金	意見	●<u>基金の活用について</u> 少額の運用益を市社協への助成金の財源として充当しているのみで、基金元本の動きがほとんどなく凍結状態であるため、取り崩しによる活用を検討されたい。	P.67	地域福祉課	令和6年度は、「高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与すること」を目的とする『ねんりんピック推進事業』に6,000万円充当します。また、令和6年度は次期地域福祉推進計画の策定年であり、本市の地域共生社会推進に向け、当該基金の活用も含め検討してまいります。	完了	R6.4.30
17	漁港整備推進基金	指摘事項	●<u>市債の償還に合わせた取崩計画の策定について</u> 基金の活用計画が策定されていないが、基金積立の原資である県補助金は漁港整備に係る市債の償還を目的としたものであるため、その償還時期に合わせた基金の活用計画を策定すべきである。 また、別途将来の機能（用途）変更のための資金が必要であれば、現在の基金残高を充当しようとするのではなく、別途財源確保について模索し、積み立ての検討をされたい。	P.83	林務水産課	漁港整備推進基金の活用計画を策定し、令和6年度より、漁港整備に係る市債の償還を目的として本基金を活用します。また、将来的に機能（用途）変更のための資金が必要となる場合については、国・県の補助事業等を活用し対応したいと考えます。	完了	R6.4.30
25	青少年育成基金	意見	●<u>スポーツ分野以外への基金の活用について</u> 基金設置後の基金の事業費充当実績はスポーツ分野だけであるが、基金条例における「青少年健全育成事業」はスポーツ分野に限定していないため、スポーツ分野以外の文化活動分野や社会奉仕活動分野における積極的な基金活用を検討されたい。	P.108	生涯学習・スポーツ課	青少年育成基金については、令和6年度さじコスモスの館運営管理費に200万円を充当したところです。本事業では、学校関連の体験学習等の受入れも想定しており、多くの児童・生徒に自然体験活動を実施していただきたいと考えています。 今後も、基金を積極的かつ計画的に活用し、青少年の健全育成を推進してまいります。	完了	R6.4.30